

政令第十一号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の五第三項及び第三十条の十六の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第五項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

第二十三条の六第一項中「外務大臣及び」を削る。

第二十三条の七第四項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

第二十三条の七第六項中「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）をもつて、第二項の規定による」を「総務省令で定めるところにより、第四項の規定により第二項の規定による届出書を送付した領事官を経由して、当該」に改め、同項ただし書を削る。

第二十三条の八第三項中「郵便等をもつて、同項の規定による」を「総務省令で定めるところにより、前項において準用する前条第四項の規定により第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、当該」に改め、同項ただし書を削る。

第二十三条の十二中「郵便等」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）」に改める。

第二十三条の十四第一項中「外務大臣を経由して、」を削り、同条第二項中「外務大臣及び」を削り、同

条第三項中「外務大臣を経由して、」を削る。

第二十三条の十五第一項中「外務大臣を経由して、」を削る。

#### 附 則

この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

## 理由

国外に居住している選挙人の利便性の向上に資するため、在外選挙人証の記載事項の変更及び再交付の手續における在外選挙人証の交付方法、在外選挙人名簿の登録の申請の手續における在外選挙人名簿登録申請書の送付方法等を見直す等の必要があるからである。